

求人広告掲載規約

一般社団法人 埼玉県自動車整備振興会

制定：平成 22 年 6 月 18 日

（目的）

第 1 条 この規約は、会員事業場の従業員募集広告を振興会ホームページに掲載するにあたっての必要事項を定め、当事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（参加資格）

第 2 条 求人広告の振興会ホームページへの掲載は、会員事業場に限り、求人は会員事業場で採用する者を対象とする。

2. 原則として社会保険（法人事業場の場合）及び雇用保険に加入している事業場であること。

雇用保険加入義務（雇用保険法第 5 条）

社会保険加入義務（健康保険法第 3 条、厚生年金保険法第 6 条）

（掲載回数及び期間）

第 3 条 原則として一事業場年 2 回以内とし、掲載期間は 1 回当たり 2 ヶ月間とする。

（掲載事業場の募集）

第 4 条 求人広告の振興会ホームページ掲載希望事業場の募集は事務局が行う。

（掲載申込）

第 5 条 この求人広告の振興会ホームページに掲載申込は、所定の用紙に必要事項を洩れなく記入し事務局へ提出することによる。

（業務の流れ）

第 6 条 求人広告の掲載から求職者の就職活動までの業務の流れは次の通りとする。

1. 会員事業場よりホームページへ求人広告の掲載希望の連絡を受ける。
2. 振興会は当該事業場へ求人広告のための所定の用紙を F A X する。
3. 会員事業場は用紙に必要事項を記入し、F A X にて返信する。
4. 振興会は作成したホームページ掲載内容を、ホームページ公開前に当該事業場に F A X し、内容に誤りが無いことの確認を受ける。
5. 振興会は前項の確認が取れ次第ホームページに掲載する。

6 . ホームページを見た求職者は、直接会員事業場の担当者へ連絡を取り就職活動をするものとする。

(採用、不採用の決定)

第7条 会員事業場は、採用の決定前に振興会ホームページ掲載の内容を求職者に改めて説明し、誤解の無いことを確認後、事業場の責任で求職者の人格、能力、健康状態等を判断し採用の可否を決めるものとする。

(振興会の業務範囲)

第8条 振興会はホームページに広告を掲載するが、求人者と求職者の間を取り持つ「あっせん」は行なわない。

(クレーム処理)

第9条 求人者と求職者間のクレーム処理は当事者間で行うものとし、振興会は「あっせん」を行なわないことから関与しない。ただし、採用に関する法律相談等はこの限りではない。

(その他)

第10条 本規約に不都合が生じた時は、これを改正することができる。